

貸金業法改正

多重債務が深刻化する原因の一つとして、高金利による貸し付けがあります。貸付利息について定めた法律に「利息制限法」と「出資法」があります。この二つの法律の上限金利が異なり、その間の金利を「グレーゾーン金利」と呼ばれています。平成 18 年 12 月に多重債務者の発生を抑制するために貸金業法の上限金利を、**利息制限法の上限金利 20%以下に改正し、グレーゾーン金利が撤廃されることになりました。** 平成 22 年 6 月 18 日に完全施行されます。



<改正のポイント①> 借入総額が年収の 3 分の 1 までに
現在、年収の 3 分の 1 を超える借入れがある者については、借入総額が年収の 3 分の 1 未満になるまでは新規の借入れはできません。複数社から借入れがある場合は、すべてを合計した額が対象です。ただし住宅ローン・クレジットカードによるショッピングなどは制限の対象外です。

<改正のポイント②> 一定額以上の借入れでは年収を明らかに
貸金業者 1 社の利用限度額が 50 万円を超える場合、また複数の貸金業者からの借入金額の合計が 100 万円を超える場合は、源泉徴収票、給与明細、確定申告書など年収を証明する書類の提出が必要になります。

<改正のポイント③> 専業主婦（夫）は配偶者の同意書が必要に
新たな借入から配偶者の同意書・住民票などの証明書類の提出が必要になります。